



トラブルを未然に防ぐために——
にしわき消費生活通信

インターネット通販の「定期購入」に関する相談が引き続き寄せられています。インターネット通販には、訪問販売や電話勧誘販売のような不意打ち性の勧誘で契約する場合に適用される「クーリング・オフ」制度はありません。そのため、事業者によっては、一度契約すると解約が難しいことがあります。

インターネット通販でのトラブルを防ぐため、次の点に注意しましょう。

▶アドバイス

①事業者の表示を必ず確認しましょう。

代金の支払い時期や方法、商品の引き渡し時期、事業者の氏名（名称）、住所、電話番号などの表示が義務付けられています。

②注文の最終確認画面のスクリーンショットを保存しましょう。

ウェブサイトは、注文後に条件などが変更され、契約時の条件が確認できなくなる恐れがあ

No.246

インターネット通販の「最終確認画面」を必ず保存

ります。トラブル時の証拠として、広告や申し込みの「最終確認画面」のスクリーンショットを必ず撮っておきましょう。

※「最終確認画面」とは、消費者が画面内の申込みボタンなどをクリックすることで、契約の申し込みが完了する画面を指します。



困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)